

2017年6月20日
日本生命保険相互会社
三井生命保険株式会社

三井生命から日本生命への商品供給



の日本生命での販売について

日本生命保険相互会社（代表取締役社長：筒井義信、以下「日本生命」）および三井生命保険株式会社（代表取締役社長：有末真哉、以下「三井生命」）は、2017年10月2日より、三井生命の「無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険 ドリームロード」を日本生命の営業職員チャネルを通して「一時払外貨建養老保険 ドリームロード」の名称で販売します。

2017年1月から開始している日本生命から三井生命への「ニッセイ遞増定期保険」の商品供給に続く第2弾の取組であり、今回の供給により両社での商品相互供給が実現いたしました。

引き続き、両社はグループ一体となって経営統合のメリットを最大限活かし、お客様のニーズにきめ細かくお応えできる魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

一時払外貨建養老保険 ドリームロード の主なポイント

ポイント①

米ドルまたは豪ドルで運用し、満期時には満期保険金があります！

この商品は、一時払養老保険ですので、保険期間中に万一の場合は死亡保険金を、満期の場合は満期保険金をお受け取りいただけます。

日本円でお払い込みいただいた一時払保険料は、現在、日本国債より金利が高いアメリカ合衆国国債（米ドル建の場合）またはオーストラリア連邦国債（豪ドル建の場合）などで運用されます。

ポイント②

ご契約後1年ごとに生存給付金を受け取れます！

満期保険金に加え、レジャー資金や教育資金などに自由に使える生存給付金を、ご契約の翌年から毎年1回受け取ることができます。

生存給付金は、保険期間満了まで指定通貨ですべて置くことができ、お好きな時にお受け取りいただくこともできます。

※指定通貨建の満期保険金額、生存給付金額は、ご契約時に確定します。

ポイント③

目標設定特約を付加することができます！

目標到達時円建年金払移行特約（以下、目標設定特約）を付加いただくと、円に換算した解約返戻金額が目標とする金額以上になった場合、自動的に為替リスクのない円建の確定年金に移行します。

※上記の場合、以後の死亡保険金・満期保険金・生存給付金のお支払いはありません。

I 目的と経緯

日本生命と三井生命は、多様化するお客様のニーズに機動的に対応するために、両社間で商品を相互に供給し、商品ラインアップの拡充を検討してまいりました。その第1弾として、2017年1月から三井生命で日本生命の遞増定期保険の販売を開始しており、好調な売れ行きとなっております。

昨今の低金利環境下では、円建ての生命保険では実現困難な高い金利での運用が可能な外貨建保険を活用した資産形成ニーズが高まっており、日本生命は外貨建商品のラインアップの強化・拡充が必要と考えておりました。

一方、三井生命では、外貨建てで一定期間の死亡保障と資産形成が両立できる等の特徴を持つ「無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険 ドリームロード」を、日本生命の約5万名の営業職員チャネルに提供することで更なる販路拡大が見込まれると考えておりました。

こうした両社のメリットが合致し、第2弾として、三井生命の「無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険 ドリームロード」を、日本生命の営業職員チャネルを通して「一時払外貨建養老保険 ドリームロード」の名称で販売することとなりました。

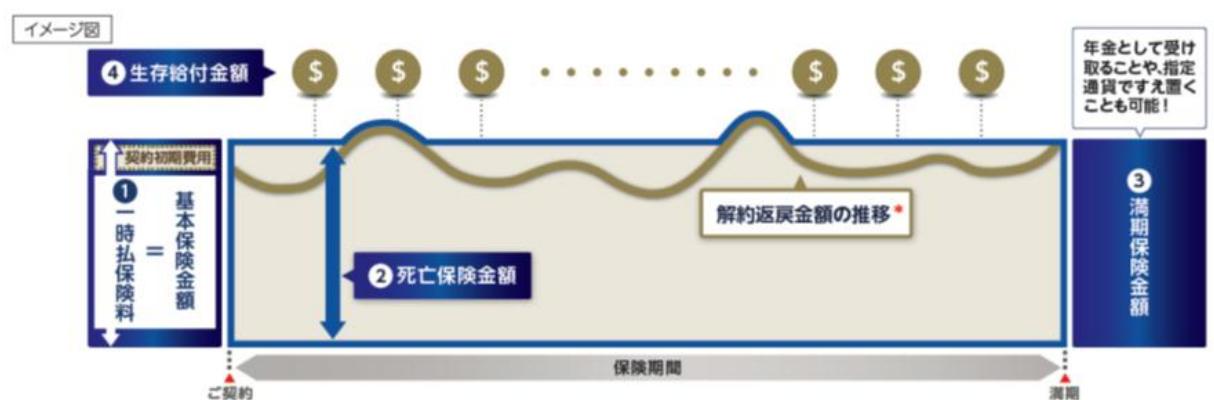
日本生命では、外貨建ての保険を全国の営業職員チャネルで販売することは初めてであり、商品のラインアップに当商品を加えることで、様々なお客様ニーズにお応えすることが可能となります。

なお、三井生命では、2013年から営業職員チャネルを中心に外貨建保険の販売を行っており、当商品も含めた累計販売件数が18万件（2017年5月時点）に達するなど、多くのお客様からご好評をいただいております。こうした三井生命における販売実績や外貨建保険特有の事務・システム・募集管理体制を保有している強みを活かしつつ、外貨での運用利回り向上のために日本生命の資産運用ノウハウも活用してまいります。

II 商品の仕組み図

満期保険金額、死亡保険金の最低保証額は基本保険金額と同額です。

【ご契約例】契約年齢：60歳（男性）、保険料円換算額：1,000万円、
保険期間：10年、指定通貨：豪ドル、予定利率：2.85%（仮定）、
基本保険金額：10万豪ドル、生存給付金額：1,712豪ドル
円換算レート（払込用）：1豪ドル=100円（仮定）



*解約返戻金額は、市場価格調整の影響により増減します。上記は仕組みを表したイメージ図で、将来の解約返戻金額を保証するものではありません。

●死亡保険金額②

最低保証額：10万豪ドル

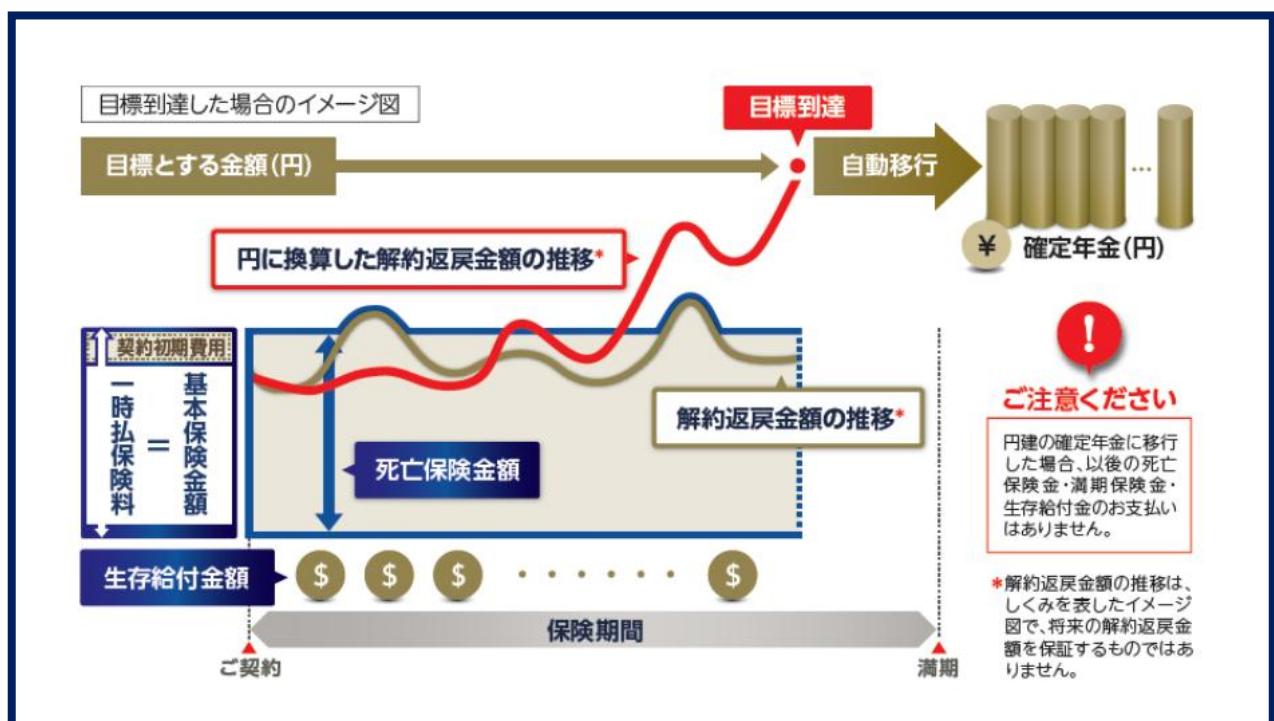
●満期時受取累計額

生存給付金額 ④	1,712豪ドル×最大9回=15,408豪ドル
満期保険金額 ③	100,000豪ドル
満期時受取累計額 ③+④	115,408豪ドル
満期時返戻率 (③+④) / ①	115.4%

※生存給付金は、毎回受け取ったものとして計算しています。

<目標設定特約について>

ご契約時に目標設定特約を付加すると、円に換算した解約返戻金額が目標とする金額以上になった場合、自動的に円建の確定年金に移行します。



目標到達状況の判定については、契約日から2年経過後、保険期間満了の3カ月前の月単位の応当日までの期間中、三井生命が指定する取引銀行および三井生命の毎営業日に目標到達の判定を行います。

III

主な取扱条件

指定通貨	米ドルまたは豪ドル
保険期間／加入年齢範囲	10年：0～80歳／15年：0～75歳
保険料払込方法	一時払
選択方法	職業告知（現在の職業等について告知していただきます）
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡された場合にお支払いします。 死亡保険金の最低保証額は基本保険金額と同額です。
生存給付金	保険期間中の年単位の契約応当日の前日の満了時に生存されていた場合にお支払いします。
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存されていた場合にお支払いします。 支払われる保険金額は、基本保険金額と同額です。
解約返戻金	ご契約を解約された場合などに、ご契約者に払戻します。解約返戻金額は、市場価格調整の影響により増減します。
目標設定特約 (目標到達時円建年金払 移行特約)	保険期間中に円に換算した解約返戻金額が目標とする金額以上となったときに、自動的に円建の確定年金に移行します。目標とする金額は「保険料円換算額×目標値」です。目標値は100%～200%まで1%刻みで設定いただきます。
付加可能な主な特約	
円換算払込特約（保険料円換算額を定める場合の特則付）【必須付加】	
この保険には保険料円換算額を定める場合の特則を付加した円換算払込特約が付加されますので、一時払保険料相当額をお払い込みの際には保険料円換算額をお払いいただき、換算基準日における三井生命所定の円換算レート（払込用）で保険料円換算額を指定通貨に換算した金額を主契約の一時払保険料相当額とします。	
円換算支払特約	
保険金などのご請求の際に円換算支払特約を付加していただくと、換算基準日における三井生命所定の円換算レート（支払用）で円に換算してお支払いすることができます。	
外貨建年金支払特約	
主契約の満期保険金が支払われる際に付加することにより、満期保険金を指定通貨建の年金によってお支払いする特約です。	
円建年金支払特約	
主契約の満期保険金が支払われる際に付加することにより、満期保険金を円建の年金によってお支払いする特約です。	
リビング・ニーズ特約	
被保険者の余命が6カ月以内と判断されたとき、死亡保険金額の全部または一部をこの特約による保険金としてお支払いします。なお、目標設定特約と同時付加はできません。	

■お客様にご負担いただく費用について

お客様にご負担いただく費用は、以下の費用の合計額となります。

(1) 契約初期費用について

- 保険契約の締結などにかかる費用のことです。
- 7.0%を上限とする率を一時払保険料に乗じて得た金額が、契約日に一時払保険料から控除されます。なお、契約初期費用を算出するために用いる率は、被保険者の年齢・契約の型・保険期間ごとに定めているため、記載することができません。

(2) 保険契約関係費用について

- 保険契約の維持、死亡保障などにかかる費用のことです。
- ご契約後に定期的に責任準備金から控除されます。なお、保険契約関係費用は、年齢・性別ごとの発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

(3) 年金に関する費用について

- 目標設定特約、外貨建年金支払特約および円建年金支払特約の年金において、年金を維持・管理するための費用のことです。
- 1.0%を上限とする率をお支払いする年金額に乗じて得た金額が、年金支払日に責任準備金から控除されます。なお、年金に関する費用を算出するために用いる率は、年金開始日の予定利率に応じて定まるため、記載することができません。

(4) 外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用について

①保険料円換算額をお払い込みいただく場合

保険料円換算額を指定通貨に換算する際に適用する三井生命所定の円換算レート（払込用）には、為替手数料が含まれます。

**円換算レート
(払込用)**

**換算基準日*1 における三井生命が指定する取引銀行のTTM（電信売買相場の
仲値）+0.25 円**

*TTM（電信売買相場の仲値）と円換算レート（払込用）の差（0.25 円）は2017年6月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（払込用）は換算基準日*1における三井生命が指定する取引銀行が公示するTTS*2（対顧客電信売買相場）を上回ることはありません。

②保険金等を円に換算してお支払いする場合など

円換算支払特約を付加して保険金等を円に換算してお支払いする際、または目標設定特約などの年金原資額を算出する際に適用する三井生命所定の円換算レート（支払用）には、為替手数料が含まれます。

**円換算レート
(支払用)**

**換算基準日*1 における三井生命が指定する取引銀行のTTM（電信売買相場の
仲値）-0.25 円**

※TTM（電信売買相場の仲値）と円換算レート（支払用）の差（0.25円）は2017年6月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（支払用）は換算基準日*1における三井生命が指定する取引銀行が公示するTTB*2（対顧客電信買相場）を下回ることはありません。

③保険金等を指定通貨でお支払いする場合

指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となり、ご利用される金融機関により諸手数料*3が必要な場合や、三井生命からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。これらは金融機関により異なるため、一律に記載することができません。

*1 換算基準日として定める日が、三井生命が指定する取引銀行または三井生命の休業日に該当するときは、円換算レート（払込用）はその直後の取引銀行および三井生命の営業日、円換算レート（支払用）はその直前の取引銀行および三井生命の営業日となります。

*2 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

*3 リフティングチャージ、外貨引出手数料等のことで、金融機関によりお取り扱い、名称などは異なります。

※円換算レート（払込用）と円換算レート（支払用）は、同日であっても為替手数料により、適用レートが異なります。

【三井生命所定の円換算レートは、三井生命が指定する取引銀行の為替レートを基準としています。】

TT S (対顧客電信売相場)	銀行が顧客向けに外貨を売る（円を外貨に交換する）ときに用いられる 為替レート
TT M (電信売買相場の仲値)	TT S（対顧客電信売相場）とTT B（対顧客電信買相場）の仲値
TT B (対顧客電信買相場)	銀行が顧客から外貨を買い取る（外貨を円に交換する）ときに用いられる 為替レート

■為替リスクについて

外国為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといい、この保険には、次のような為替リスクがあります。

- 保険料円換算額を指定通貨に換算した一時払保険料相当額は、円換算レート（払込用）の変動に応じて、三井生命が保険料円換算額を受け取った日により変動（増減）します。このため、一時払保険料相当額と同額となる基本保険金額が増減しますので、お支払いする死亡保険金額・満期保険金額・生存給付金額も増減します。
- 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする保険金額などは、ご契約時の円換算レート（支払用）で円に換算した保険金額などを下回り、損失を生ずるおそれがあります。
- 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする保険金額などは、保険料円換算額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

これらの為替リスクは、ご契約者および受取人に帰属します。

V**解約または減額する場合のリスクについて**

解約または減額の際、市場金利の変動に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を行うため、この保険には、次のようなリスクがあります。

- 解約返戻金額を計算する際、解約返戻金計算基準日の指標金利に応じて計算される運用資産の時価と、ご契約に適用されている予定利率によって計算される責任準備金額との乖離を調整しますので、解約または減額時の指標金利に応じて解約返戻金額が増減します。
- 具体的には、解約または減額時の指標金利がご契約時と比較して上昇していた場合には、お支払いする解約返戻金額は減少することがあります。
- そのため、解約返戻金額が、一時払保険料を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要のみを説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおり一約款」等を必ずご確認ください。

以上